平成２２年（フ）第１１３９号
福岡市南区柳瀬１丁目３番12号
債務者　後藤　菊代
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２０８号
福岡市城南区堤団地24番210号
債務者　山口　友則
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２２４号
福岡市中央区平尾３丁目６番11―504号
債務者　八坂　智子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２２７号
福岡市西区大字徳永105番地１
債務者　坂巻　志幸
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２３４号
福岡市城南区鳥飼６丁目13番９―103号
債務者　松尾亜紀子（旧姓中園）
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２３７号
福岡県古賀市中央２丁目11番58号
債務者　府川　信介
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２４８号
福岡市博多区東那珂２丁目３番25―205号
債務者　熊谷圭一郎
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２５２号
福岡市東区和白１丁目14番41―303号
債務者　紙谷　修平
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２６３号
福岡市博多区麦野４丁目17番31―103号
債務者　松本　志保
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２７６号
福岡市早良区賀茂１丁目12番５号
債務者　小倉　久子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２７９号
福岡県福津市東福間８丁目１番３―105号
債務者　松原こと　李　　秀二
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２８６号
福岡市東区郷口町２番32号　青木荘207号
債務者　高山こと　申　小夜子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２９０号
福岡市南区清水２丁目13番20号
債務者　平井しのぶ
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２９３号
福岡県朝倉市三奈木3258番地１
債務者　平田　敏彦
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２９８号
福岡市西区姪の浜５丁目７番14―201号
債務者　土居　博子（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３４１号
福岡市城南区荒江団地52番207号
債務者　渡辺　玲子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３４３号
福岡市東区水谷３丁目17番６号
債務者　藤本　恵子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３５０号
福岡市南区大橋１丁目12番25号
債務者　中村　　茂
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部